

○秦野市農業振興補助金交付要綱

平成 9 年 6 月 1 日

施行

改正	平成 10 年 4 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
	平成 14 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 19 年 6 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 8 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 10 月 29 日
	平成 23 年 6 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 6 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
	令和 3 年 10 月 22 日	令和 3 年 12 月 14 日
	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日

注 令和 3 年 10 月から改正注記を付した。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、園芸作物及び畜産物の計画的な生産並びに産地体制の整備等を促進し、農業生産の総合的な振興を図るため、秦野市補助金交付規則（昭和 53 年秦野市規則第 2 号。以下「規則」という。）第 19 条の規定により、農業振興に関する補助金の交付について、必要な事項を定める。

(事業主体)

第 2 条 この要綱において、補助金の交付を受けることができるもの（以下「事業主体」という。）は、別表第 1 及び別表第 2 の事業主体の欄に掲げるもので、市税等を完納しているものとする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助の対象とする事業は、別表第 1 に掲げる資金援助事業及び別表第 2 に掲げる施設設置補助事業とする。

2 補助の対象とする経費、補助率等は、別表第 1 及び別表第 2 のそれぞれ補助対象経費又は補助率等の欄に掲げるとおりとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。ただし、別表第1に掲げる事業のうち、認定農業者育成事業、東日本大震災農業生産対策事業、経営所得安定対策事業及び多面的機能支払事業については、補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 同一事業主体に対する施設設置補助事業に係る補助金は、その補助金を受けて設置した施設又は購入した機械の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を経過した後でなければ交付しないものとする。

（交付申請書の提出期限等）

第4条 規則第4条に規定する補助金交付申請書の提出期限及び添付書類は、別表第1及び別表第2のそれぞれ申請書提出期限及び申請書添付書類の欄に掲げるとおりとする。

（交付条件）

第5条 この要綱において、補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 補助事業等の内容又は経費について別表第1及び別表第2の変更する事項の欄に掲げる変更をするときは、事前に承認を受けるものとする。

(2) 補助事業等を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに承認を受けるものとする。

（補助金の支出）

第6条 補助金は、その性格により、前払、精算払又は概算払により支出するものとし、その補助金ごとの支出の区分は、別表第1及び別表第2の支出形態の欄に掲げるとおりとする。

（変更申請の添付書類）

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、規則第8条第1項に規定する事務事業計画変更申請書を提出するものとする。

（事業実績報告の提出期日等）

第8条 規則第13条第1項に規定する事業実績報告書は、その補助事業等に係る経理事務を含む全ての処理が完了した日又は交付の決定に係る市の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内の日のいずれか早い日まで提出するものとする。

2 前項に規定する事業実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 経費の配分実績
 - (4) 施設の配置に当たっては、精算設計図書及び工事請負契約書の写し並びにその完成写真
- (利用実績の報告)

第9条 施設設置補助金の交付を受けた事業主体は、設置施設の完成年度又は機械を購入した年度から5年間、毎年4月30日までに利用実績書を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
(要綱の廃止)
- 2 次の掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 秦野市乳牛子牛育成預託事業補助金交付要綱（昭和52年7月1日施行）
 - (2) 秦野市種蓄改良増殖対策事業補助金交付要綱（昭和52年7月1日施行）
 - (3) 秦野市省力機械導入事業補助金交付要綱（昭和54年6月1日施行）
 - (4) 秦野市牛保険対策事業補助金交付要綱（昭和57年5月1日施行）
 - (5) 秦野市畜産経営環境整備事業補助金交付要綱（昭和60年10月21日施行）
 - (6) 地場野菜生産出荷・拡大奨励事業補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）

(補助内容の見直し)

- 3 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したうえで、令和2年4月1日以後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

附 則（平成10年4月1日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日）

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 1 日）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 29 日）

この要綱は、平成 21 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日）

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成３０年４月１日）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年４月１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年１０月２２日）

この要綱は、令和３年１０月２２日から施行する。

附 則（令和３年１２月１４日）

この要綱は、令和３年１２月１４日から施行する。

附 則（令和５年４月１日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日）

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年度の申請書提出期限の特例）

２ この要綱による改正後の秦野市農業振興補助金交付要綱の規定による令和７年度分の補助金の交付に当たっては、別表第１畜産環境対策総合支援事業の項申請書提出期限の欄中「６月末日」とあるのは、「９月末日」と読み替える。

附 則（令和８年４月１日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条―第６条関係）

（令３．１０．２２・令３．１２．１４・令５．４．１・令６．４．

１・令７．４．１・令８．４．１・一部改正）

資金援助事業

補助 対象 事業	事業 主体	補助対象 経費	補助率 等	変更する事項		申請書 添付書 類	申 請 書 提 出	支 出 形 態
				経費の 配分の 変更	事業内 容の変 更			

							期 限	
「農 」の まち づく り事 業	農業 者団 体	地域の特 性を生か した農業 活性化に 向けた活 動に要す る経費	全額 (1事 業当た り上限 15 0,0 00 円)	補助対 象経費 の2 0%を 超える 配分変 更	事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	9 月 末 日	概 算 払
農地 流動 化促 進整 備事 業	農業 者団 体	荒廃農地 等の簡易 な農地整 備に要す る経費	10a につき 60, 000 円以内		事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	1 2 月 末 日	精 算 払
農地 流動 化促 進整 備事 業 (農 業機 械整 備 分)	農業 者又 は農 業者 団体	耕作放棄 地の発生 防止及び 解消を目 的とし て、経営 面積を拡 大するた めに導入 する、土 壌改良、 耕うん、 栽培管 理、収穫、 調整等に 用いる農	3/1 0	補助対 象経費 の2 0%を 超える 配分変 更	事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	8 月 末 日	精 算 払

		作業機械 の整備に 要する経 費						
荒 廃・ 遊休 農地 解消 対策 事業	農業 者団 体	荒廃農地 の解消・ 活用及び 遊休農地 の作付け に要する 経費	荒廃農 地 10a につき 30, 000 円以内 遊休農 地 1回の 作付け 当たり 10a につき 5,0 00円 以内		事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	1 2 月 末 日	精 算 払
農業 者育 成事 業	秦野 市農 業経 営士 会	農業後継 者の育成 並びに経 営知識の 普及及び 指導に関 する事業 に要する 経費	1／2 以内	補助対 象経費 の2 0%を 超える 配分変 更	事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 経費の 配分計 画 収支予 算書	6 月 末 日	概 算 払
	秦野 市農	農業後継 者の自己						

	業後 継者 クラ ブ秦 友会	研修及び 市民との 交流活動 に関する 事業に要 する経費						
有害 鳥獣 対策 事業	秦野 市農 業協 同組 合	農作物の 被害防止 のため実 施する有 害鳥獣の 駆除に要 する経費	全額	補助対 象経費 の20% を超える 配分変 更	事業量 の20% を超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	6 月 末 日	精 算 払
農業 後継 者確 保対 策事 業	農業 後継 予定 者で 市内 在住 (研修 期間中 の住所 地を除 く。)と し、年 齢が1 8歳以 上40	研修機関 等におい て行った 前年度の 研修経費	1 / 3 以内			事業計 画書	6 月 末 日	精 算 払

	歳未 満の 者							
乳用 子牛 育成 預託 事業	秦野 市農 業協 同組 合畜 産部 会	牧場への 乳用子牛 の預託に 要する経 費で4月 1日から 翌年3月 31日ま でに次の 条件を満 たすもの 1 預託 牛の要件 (1) 基礎 登録 若し くは 血統 登録 を有 して いる 又は 申請 して いる もの (2)	1頭当 たり1 日につ き90 円以内		事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	4 月 1 日	精 算 払

		生後 5か 月以 上の もの 2 預託 期間 入牧 期間 は、入 牧日か ら下牧 日まで とし、 年度間 の継続 を含 む。						
環境 保全 型農 業直 接支 払事 業	環境 保全 型農 業直 接支 払交 付金 交付 等要 綱(令 和4 年4 月1 日3 農産	国交付等 要綱別紙 第1の4 に規定す る農業生 産活動等	国交付 等要綱 別紙第 1の5 に規定 する交 付単価			事業計 画書 収支予 算書	8 月 末 日	精 算 払

	第3 81 7号 農林 水産 事務 次官 依命 通知、 以下 「国 交付 等要 綱」と いう。 別紙 第1 の1 に規 定す る者							
エコ ファ ーマ ー認 定者 支援 事業	エコ ファ ーマ ー認 定取 得者	環境保全 型農業に 必要な生 産資材及 び啓発に 伴う事業 に要する 経費	10a につき 3,0 00円			事業計 画書 収支予 算書	6 月 末 日	精 算 払
みど りの	有機 農業	次に掲げ る取組に	10a につき		事業量 の3	事業計 画書	1 2	精 算

食料システム戦略推進事業	に取り組む新規就農者又は慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者（いずれも国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る。）	要する経費 (1) 有機種苗の購入 (2) 土づくり及び圃場の環境整備	20,000円以内		0%を超える減少	収支予算書	月末日	払
地産地消推進	地産地消推進	地産地消推進活動に要する	1 / 2 以内 (1 事	補助対象経費の 2	事業量の 20%を	事業計画書 収支予	9 月末	概算払

活動支援事業	活動を行う市民団体	経費	業当たり上限 100,000円)	0%を超える配分変更	超える減少	算書	日	
観光放牧等畜産活性化支援事業	秦野市畜産会	観光放牧事業及び優良家畜育成事業に要する経費	全額	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業量の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書	6月末日	概算払
		優良家畜育成事業及び畜産施設等衛生対策事業に要する経費	1/3以内					
認定農業者育成事業	秦野市認定農業者協議会	農業経営基盤の強化に役立つ施設、機械等の導入事業に要する経費	1/3以内	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書 設計図書	10月末日	概算払
秦野落花生生産支援	秦野市農業協同組合	品質向上及び増収に係る生産資材等の導入並	10aにつき 40,000円			事業計画書 収支予算書	7月末日	精算払

事業		びに残さ 処理に要 する経費						
		生産支援 及び生産 技術の向 上に資す る事業に 要する経 費	全額 (1 事 業当た り上限 1 0 0, 0 0 0 円)					
	新規 就農 者組 織	品質向上 及び増収 に係る生 産資材等 の導入並 びに残さ 処理に要 する経費	1 0 a につき 4 0, 0 0 0 円					
	本市 内の 落花 生 産者 組織	品質向上 及び増収 に係る生 産資材等 の導入並 びに残さ 処理に要 する経費	1 0 a につき 4 0, 0 0 0 円			事業計 画書 収支予 算書	7 月 末 日	精 算 払
畜産 環境 衛生 対策 事業	臭気 対策 モデ ル事 業者	臭気対策 として実 施する消 臭資材及 び植栽苗	1 / 3 以内	補助対 象経費 の 2 0 %を 超える	事業量 の 2 0 %を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	9 月 末 日	精 算 払

		代等の畜産環境対策に要する経費		配分変更				
	秦野市農業協同組合畜産部会	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき実施する消毒施設の設置に要する経費	1 / 3 以内	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業量の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書	6 月 末 日	精 算 払
新規就農者支援事業	新規就農者組織	次に掲げる圃場整備や施設等の導入に要する経費 (1) 堆肥の投入 (2) 耕運 (3) 育苗用ハウスの設	1 / 3 以内	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業量の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書	6 月 末 日	精 算 払

		置 (4) 農機 具の 導入 (5) 栽培 技術 向上 及び 経営 安定 化に 資す る調 査研 究・ 研修 に要 する 経費 (6) 共同 施設 管理 運営 費						
経営 所得 安定 対策 事業	秦野 市農 業再 生協 議会	経営所得 安定対策 事業に要 する経費	全額		事業量 の2 0%を 超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	6 月 末 日	概 算 払

多面的機能支払事業	農業者のみ又は農業者及びその他の者(住民、団体等)で構成される活動組織	(1) 農地維持支払事業に要する経費	田 10a につき 3,000円 畑 10a につき 2,000円 草地 10a につき 250円	補助対象経費の増減(交付対象農用地面積の変更)	補助事業者の変更	事業計画書 収支予算書	1 2 月 末 日	概算払
	農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成される活動組織	(2) 資源向上支払事業(地域の資源の質的向上を図る共同活動)に要する経費	田 10a につき 2,400円 畑 10a につき 1,440円 草地 10a につき 240円 (注 1) 市					

			と締結した協定又は市から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は地域資源の質的向上を図る共同活動を5年間以上実施した農用地及び施設の長寿命化のための活動の対象農用地につ					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

		いて は、0.75を 乗じて 得た額 を交付 単価と する。 (注 2) 多面的 機能の 増進を 図る活 動に取 り組め ない場 合、そ の支払 の交付 単価に 5/6を 乗じ た額を 交付単 価とす る。							
	農業者のみ又は農業者及び	(3) 資源向上事業 (施設の長寿	田 10a につき 4,400円 畑						

	その他の者(住民、団体等)で構成される活動組織	命化のための活動)に要する経費 (注) (1) 又は (2) の経費 と(3) の経費 の相互 間の流 用をし てはな らな い。	10a につき 2,0 00円 草地 10a につき 400 円					
GAP 取得 支援 事業	第三者 認証を 備えた GAPの 取得者	民間団体 による第 三者認証 を備えた GAPの更 新審査に おける農 場審査に 要する経 費	1 / 2 以内	補助対 象経費 の20% を超える 配分変 更	事業量 の20% を超える 減少	事業計 画書 収支予 算書	6 月 末 日	精 算 払
観光 農業 推進 事業	農園 ハイ クを 開催	農園ハイ クの実施 に要する 資材及び	全額 (1事 業当 り上 限	補助対 象経費 の20% を	事業量 の20% を	事業計 画書 収支予 算書	9 月 末 日	精 算 払

費補助金	する農業者団体	保険加入に要する経費	20,000円)	超える配分変更	減少			
狩猟免許（わな猟）更新事業費補助金	秦野市農業協同組合	狩猟免許（わな猟）の更新に要する経費	1／2以内		事業量の20％を超える減少	事業計画書 収支予算書	9月末日	精算払
都市農地保全支援事業補助金	次のいずれかに該当する農地を所有する者 （1）特定生産緑地に指	（1）営農に貢献する設備の整備に要する経費 （2）農業者と住民等の相互の交流の場を提供する設備の整備に要する経費	2／3以内 （1事業当たり上限700万円）	補助対象経費の30％を超える配分変更	事業量の30％を超える減少	事業計画書 収支予算書	9月末日	精算払

	定 さ れ た 農 地 又 は そ の 見 込 み が あ る 農 地 (2) 平 成 2 9 年 6 月 以 降 に 新 た に 生	(3) 都市農 業と都 市住民 の調和 を図る 設備の 整備に 要する 経費 (4) 防災機 能を強 化する 設備の 整備に 要する 経費 (5) 都市農 業に対 する理 解醸成 を促進 するソ フト事 業の実 施に要 する経 費					
--	--	---	--	--	--	--	--

	産緑地地区の決定を受けた農地又はその見込みがある農地 (3) 右欄の (5) に							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

	該 当 す る 場 合 は、 農 業 者 ・ 農 業 法 人 等 の 組 織 す る 団 体 （ 代 表 者 の 定 め が あ り、 か							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

	つ、組織及び運営についての規約が整備されているものに限る。)が所有する							
--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

	農地							
農作物病害虫防除対策事業	農業者団体及び秦野市農業協同組合	病害虫防除対策に必要な薬剤等の購入に要する経費	1 / 3 以内	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業量の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書	12月末日	精算払
トップ経営体 育成事業	「かながわ農業版MBA研修」の修了者又はその研修の修了者が属する農業経営体	神奈川県トップ経営体育成事業補助金交付要綱（平成30年6月1日施行）第3条に規定する補助事業に要する経費	1 / 3 以内 （1事業当たり上限1,000万円）	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業量の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書	12月末日	精算払
農家レストラン整備支	秦野市農家レストラン	(1) 農家レストランに必要な施	1 / 3 以内	補助対象経費の20%を超える	事業量の20%を超える減少	事業計画書 収支予算書	9月末日	精算払

援事業	の設置の認定に関する要綱（令和4年3月1日施行）に基づく農家レストランの認定を受けようとする者又は受けた者	設、機械等の整備に要する経費 (2) 農家レストランに係る広告宣伝、料理開発に係る試験、研究等に要する経費（その農家レストランに対し1回限りとする。）		配分変更				
観光農園推進事業	農業者のみ又は農業者及びその	観光農園の開設及び既に開設されている観光農園の拡大（新設	1／3以内	補助対象経費の20％を超える配分変更	事業量の20％を超える減少	事業計画書 収支予算書	9月末日	精算払

	他の者（住民、団体等）で構成される活動組織 するほ場部分に限る。）に要する経費で、次に掲げるもの （１） 苗代 （果樹の苗木等長期間利用可能なもので、種など作付けごとに必要なものを除く。） の購入に要する経費 （２） 土壌改良剤の購入その他の土壌改良に要する経							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		費 (3) ホーム ペー ジ、案 内看板 の作成 その他 の広告 宣伝に 要する 経費 (4) 利用者 に供す る駐車 場の整 備に係 る経費 (農地 法(昭 和27 年法律 第22 9号) 第4条 及び第 5条に 基づく 農地転 用の許 可を受 け、そ						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

		の他関係法令に基づき設置される恒久的なものに限る。) (5) 利用者に供するトイレの整備に係る経費（関係法令に基づき設置される恒久的なものに限る。)						
畜産環境対策総合支援事業	秦野市畜産クラスター協議会	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領に規定する経費の区	補助対象経費の20%を超える配分変更	事業量の20%を超える減少	事業計画書収支予算書	6月末日	精算払

		509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知)に規定する補助事業に要する経費	分に応じて、全額又は1/2(予算の範囲内)					
有害鳥獣捕獲支援事業	秦野市有害鳥獣対策協議会	農作物の被害防止のため実施する有害鳥獣の捕獲に要する経費	ニホンジカ又はイノシシの成獣1頭につき 7,000円			事業計画書 収支予算書	6月末日	概算払
捕獲有害鳥獣適正処理事業	秦野市有害鳥獣対策協議会	農作物の被害防止のため捕獲した有害鳥獣のジビエ化に当たり、処理加工施設への移送	ニホンジカ又はイノシシの処理加工施設への移送につき1回当たり			事業計画書 収支予算書	6月末日	概算払

		に要する 経費	4, 0 0 0 円					
--	--	------------	---------------	--	--	--	--	--

別表第 2 (第 2 条―第 6 条関係)

施設設置補助事業

補助 対象 事業	事業 主体	補助対象経費	補助 率等	変更する事項		申請書添 付書類	申請 書提 出期 限	支 出 形 態
				経費 の配 分の 変更	事業 内容 の変 更			
畜 産 環 境 保 全 対 策 促 進 事 業		畜産のふん尿 処理に必要な 施設の設置及 び機械の導入 に要する経費 で次に掲げる もの		補助 対象 経費 の 2 0 % を超 える 配分 変更	1 事業 量の 2 0 % を超 える 減少 2 施設 の設 置場 所の 変更 3 施設 の主 要構 造の 変更 4 機械	事業計画 書 収支予算 書 設計図書	1 2 月末 日	精 算 払
	牛 3 頭、 豚 5 頭又 は鶏 3 0 0 羽 以上 の飼 養者	1 2 0 m ² 以 上の堆肥舎 2 3 3 m ² 以 上の堆肥乾 燥施設 3 浄化槽及 び浸透式浄 化装置 4 コンクリ ート等の構 造で容量が 2 m ² 以上の し尿槽	1 / 3 以 内 (国 ・県 の補 助対 象と なる もの につ いて は、 7 / 1 0					

		以 内)		器具 の能 力又 は台 数の 変更		
	5 コンクリート等の構造で公共下水道に接続する希釈槽及び公共下水道接続管等	1／ 3以 内 (上 限2 5万 円。 国・ 県の 補助 対象 とな るも のに つい ては、 7／ 10 以 内)				
牛6 頭、 豚1 0頭 又は 鶏3 00 羽以 上の	6 共同利用の堆肥運搬車、堆肥積込機、堆肥袋詰機及び尿運搬車等の機械	1／ 3以 内 (国 ・県 の補 助対 象と なる			事業計画書 収支予算書	

	飼養者で、3戸以上の飼養者		ものについては、7／10以内)					
	市長が特に認める者	7 その他特認施設及び設計			事業計画書 収支予算書 設計図書			
	耕地面積20a以上の農業者	8 5m ² 以上の堆肥貯蔵庫	1／2以内 (上限1万円／m ²) ※ 国、県の補助対象となる					

			ものについては、7／10以内					
環境保全型農業機械導入事業	営農集団	環境に配慮した農業機械、施設の導入に要する経費	1／3以内	補助対象経費の20％を超える配分変更	1 事業量の20％を超える減少 2 機械の主要機能又は台数変更 3 機械の保	事業計画書 収支予算書	9月末日	精算払

					管又は設置場所変更			
特産農産物加工施設支援事業	農業者団体及び秦野市農業協同組合	農産物加工品の生産に要する経費で次の要件を満たすもの 1 補助対象施設及び機器類 (1) 加工用施設並びに蒸釜、冷蔵庫及び真空包装機器 (2) 管理用備品機器 (3) その他必要と認める機器 2 補助対象要件 (1) 新規導入の場合 ア 3戸	1 / 3 以内 (上限 200 万円。国・県の補助金対象となるものについては、7 / 10 以内)	補助対象経費の 20 % を超える配分変更	1 事業量の 20 % を超える減少 2 機器の主要機能又は台数の変更 3 施設の設置場所の変更 4 施設の主要構造の変更	事業計画書 収支予算書 設計図書	9 月末日	精算払

		以上の農家が共同利用する施設又は機器類であること。 イ 1 事業規模が100万円以上であること。 (2) 更新導入の場合 ア 3 戸以上の農家が共同利用する施設又は機器類であること。 イ 1 事業規模が30万円以						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

		上であること。 ウ 耐用年数を超えていること。						
農業者省エネルギー対策事業	省エネルギー型農業を目指す市農業者	省エネルギー対策として、エネルギーの使用削減及び循環を図るために必要な資機材の購入に要する経費	1 / 5 以内 (上限 100 万円。国・県の補助対象となるものについては、7 / 10 以内)	補助対象経費の 20 % を超える配分変更	事業量の 20 % を超える減少	事業計画書 収支予算書	10 月末日	精算払
予冷	秦野市農	予冷庫の建設に要する経費	1 / 3 以	補助対象	事業量の	事業計画書	9 月末日	精算

庫 建 設 事 業	業協 同組 合		内 （上 限3 00 万 円）	経費 の2 0％ を超 える 配分 変更	2 0％ を超 える 減少	収支予算 書 設計図書 建築確認 済証	払
-----------------------	---------------	--	--------------------------------	--	---------------------------	---------------------------------	---